

公益社団法人秦野市シルバー人材センター弔慰要綱

第1条 この要綱は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員に対する弔慰について定める。

第2条 センターの弔慰の対象は次のとおりとし、会員本人に限るものとする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員

第3条 弔慰は、死亡した会員の遺族に対し、弔電を打つことにより表すものとする。ただし、告別式当日までに、会員が死亡した事実を事務局が把握した場合に限る。

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。